

# 先進事例 紹介

消防の広域化

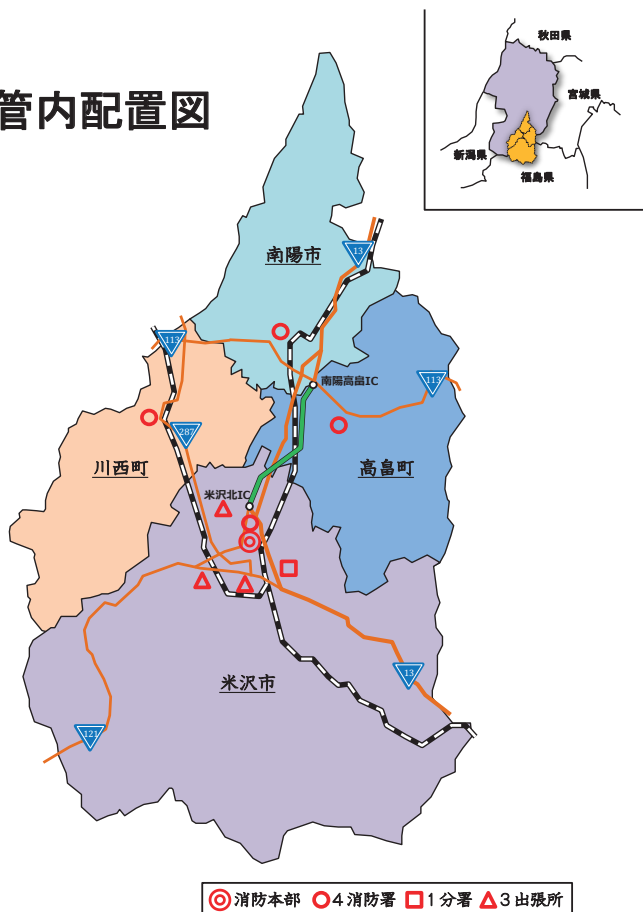
## 消防力の強化と広域化

### 管内の概要

置賜広域行政事務組合消防本部は、山形県の南部に位置し、2市2町（米沢市・南陽市・高島町及び川西町）を管轄として、管内面積は1,055.94km<sup>2</sup>、管内人口は約16万5千人となっております。今後、人口の大幅な減少が予想されており、少子高齢化の進行とともに高齢者の増加が顕著になっていきます。2030年の人口は、約13万7千人（国立社会保障・人口問題研究所作成データ）で、現在と比較すると2万8千人減と推定されます。

小規模な消防本部では、住民サービスの維持向上が困難となることから、消防組織を統合して規模を拡大しスケールメリットにより、消防力の強化と消防組織運営の効率化を図るために、広域前のそれぞれの単独消防の各署所を踏襲して、消防本部を広域前の米沢市消防本部に置き、4消防署、1分署、3出張所、消防職員数226名で、

### 管内配置図



### 山形県 置賜広域行政事務組合消防本部



理事長より消防長に本部旗の授与（発足式）

平成24年4月1日から発足しました。また、併せて119番通報を一括して受ける高機能消防指令センター（II型）を消防本部に新たに整備し、通信指令業務を同時に運用開始しました。

### 広域化に至る経緯

県では、「消防広域化推進計画」を策定し、置賜地域は3市5町（米沢市・長井市・南陽市・高島町・川西町・白鷹町・飯豊町及び小国町）が消防広域化ブロックに指定されました。平成20年7月に置賜地区の消防広域化を、置賜広域行政事務組合で検討することを決定しましたが、平成22年2月に置賜3市5町による消防広域化の将来的な必要性と重要性を認識し、段階的な広域化を考慮するものとして、当面は単独消防体制である米沢市、南陽市、高島町及び川西町の2市2町で広域化を推進することとなり、「消防広域化推進計画」の対象地域を東南置賜と西置賜の2ブロックに変更となりました。

平成23年2月に「広域消防運営計画」を策定し、3月に置賜広域行政事務組合の共同処理業務に、常備消防業務を加える県知事の規約変更許可を受け、平成23年7月の置賜広域行政事務組合議会臨時会で消防本部等設置条例が可決されました。平成24年3月に高機能消防指令センターが完成し仮運用を行い、平成24年4月1日に置賜広域行政事務組合消防本部としてスタートしました。

なお、置賜広域行政事務組合とは、置賜3市5町で構

成する一部事務組合で、ごみ・し尿処理業務、養護老人ホーム運営、電算共同処理業務、死亡獣畜保冷管理業務等をおもな共同処理業務とする複合的一部事務組合となっています。

## 広域化のメリット

### (1) 消防救急出動体制の強化

消防広域化により、4消防本部を統合し高機能消防指令センター整備を行ったことで、指揮命令を一元化でき、迅速かつ連携のとれた消防活動を展開することができます。

### (2) 消防職員の能力向上

消防・救急・救助技術の向上のため、高度な専門資格の取得や長期間の派遣を必要とする研修受講について、柔軟な人事配置によって実施しやすくなり、能力向上を計画的かつ効果的に行えます。

また、年齢構成の不均衡を解消でき、組織の活性化が図られます。

### (3) 行財政基盤の強化と効率化

庁舎及び車両等の更新についても、スケールメリットを活かした財政計画を立てることが可能になり、広域的な視点でより高度な消防資機材の導入や、財政負担を軽減しながら適切な庁舎更新などが可能となります。



救助訓練



応急手当訓練

できると考えられる消防団施設、消防水利の管理・調査等に関する業務等

⇒「各市町からの併任辞令発令を受けて広域消防が行う事務」

### (3) 常備消防として行う業務

消防団と常備消防が緊密性を確保して行うべき業務及び業務内容の性格から常備消防でなければ行うことのできない業務

⇒「広域消防受託事務」

## 構成市町及び消防団との連携の確保

消防団が消防広域化の対象外のため市町村固有の事務とされていますが、常備消防と緊密に連携し一体的な体制の確保が重要であり、常備消防の広域体制後も住民の安全安心を守るために、各市町と広域消防が協力して消防団等活動を円滑に遂行することを、消防体制づくりの基本的な考え方としています。

消防団業務の事務内容は、職務権限（決裁）、団員の任命権、財産管理、予算及び団員の教育訓練等から、次の3つに業務区分したうえで、各市町及び広域消防の取扱う区分とするものとししました。

### (1) 各市町の消防組織として行う業務

消防団予算、条例規則等の制定、職務の権限（決裁規程）等に関する事項

⇒「自市町が行う事務」

### (2) 消防団と常備消防組織が連携し、従来どおり円滑に行う業務

各市町で決定、所管すべき事項のうち、消防広域化後も継続して常備消防組織で行った方が、円滑に遂行

## おわりに

広域による消防力の低下を来さないように、適切な人事配置、車両更新・配備、施設の整備計画を策定中であり、特に消防救急無線デジタル化整備は平成24・25年度整備とし推進しています。今後も住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または、地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するという任務を有しています。

置賜2市2町の管轄区域において、安全安心な地域づくりを目標に掲げ、一体的かつ広域的な消防行政サービスを展開するものとします。